

1. 議事日程（第5日目）

（平成17年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成18年11月30日  
午前10時00分 開議  
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

（1）認定第2号 平成17年度安芸高田市一般会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（18名）

委員	今 村 義 照	委員	塚 本 近
委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 雅 朝
委員	加 藤 英 伸	委員	川 角 一 郎
委員	松 村 ユキミ	委員	熊 高 昌 三
委員	藤 井 昌 之	委員	青 原 敏 治
委員	金 行 哲 昭	委員	杉 原 洋
委員	入 本 和 男	委員	山 本 三 郎
委員	玉 川 祐 光	委員	岡 田 正 信
委員	亀 岡 等	委員	渡 辺 義 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（2名）

委員	小 野 剛 世	委員	赤 川 三 郎
----	---------	----	---------

4. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名（24名）

市 長	児 玉 更太郎	副 市 長	増 元 正 信
副 市 長	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
市 民 部 長	杉 山 俊 之	市 民 生 活 課 長	佐々木 亮
環 境 衛 生 係 長	玉 本 賢 壮	戸 籍 住 民 係 長	野 川 栄 治
税 務 課 長	山 本 数 博	税 務 課 担 当 課 長	西 本 博 昭
市 民 税 係 長	中 山 好 夫	収 納 係 長	野 村 政 彦
資 産 税 係 長	大 崎 小 夜 子	吉 田 人 権 会 館 係 長	柿 田 治 宣
八 千 代 支 所 長	平 下 和 夫	八 千 代 支 所 市 民 生 活 課 長	乗 田 省 三
美 土 里 支 所 長	立 川 堯 彦	美 土 里 支 所 市 民 生 活 課 長	宮 本 八 郎

高宮支所長	猪掛智則	高宮支所市民生活課長	岩崎猛
甲田支所長	宍戸邦夫	甲田支所市民生活課長	深本正博
向原支所長	益田博志	向原支所市民生活課長	田口茂利

5. 職務のため出席した事務局の職氏名（2名）

次長兼総務係長	光下正則	書	記	倉田英治
---------	------	---	---	------



午前10時00分 開議

○今村委員長

おはようございます。

開会前に、議会の方から欠席届が小野議員、赤川議員より出ております。午前中、執行部の方の新川部長が欠席となっております。

それでは、ただいまより決算特別委員会を開会といたします。

ただいまの出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の決算審査特別委員会を開議いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付のとおりでございます。

認定第2号、平成17年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち、市民部所管の部分の審査を議題といたします。

市民部長より概要説明を求めます。

杉山市民部長。

○杉山市民部長

おはようございます。

平成17年度一般会計決算につきましては、合併2年目を迎えて、職員同士の人間関係も構築されていく中で、職場内の一体感も生まれ、業務の遂行ができたのではないかと考えております。ただ、平常業務に加えまして、合併後の6町の調整事項も多々ありまして、その調整事務のため、時間外勤務を増加しながら、職員の健康も心配されましたが、各課長を中心に職員が一丸となり、何とか乗り切ったところでございます。

市民部といたしましては、主として戸籍、住民票等、公害、環境衛生等の事務を執行いたします市民生活課、主として市民税、法人税、固定資産税等の賦課徴収を執行いたします税務課、主として基本的人権を尊重し、差別のない明るい社会づくりのための啓発事業を推進いたします人権推進課の3課で市民の窓口としての業務を執行してまいったところでございます。

特に平成17年度の事業執行につきましては、平成16年度の決算報告での課題や各議員さんの貴重なご意見を参考にさせていただきながら事業執行に取り組んだところでございます。

まず、市民生活課では環境保全対策事業といたしまして、水質汚濁を防止し、水質保全を図るため、水質検査を実施してきたところであります。この結果につきましては、今後の計画等の基礎資料として活用を考えております。

また、循環型社会の形成事業につきましては、廃棄物の発生が抑制され、循環資源の利用、処分が確保され、環境への負荷が低減される社会の構築を図るため、ごみ減量化補助金により地域における住民の自主的なリサイクル活動の推進、また生ごみ減量化対策補助金につきましては、家庭ごみの有効利用と減量化を推進したところでございます。

また、不法投棄防止や環境美化の推進につきましては、安芸高田市公衆衛生協議会と連携しながら、立て看板の設置、パトロール、回収を実

施しております。

狂犬病の対策といたしましては、登録及び予防注射を年2回実施いたしました。実施率は16年度と比較して2.4%アップし、78.6%となっております。

それから、市内の生活環境整備といたしまして、市内4カ所の火葬業務を所管しておりますが、築後30年を経過しており、施設も老朽化しておりますので、新たな施設整備に迫られております。

税務課におきましては、市民税等の賦課徴収事務を主に執行しておりますが、特に滞納整理が重要な課題としてありまして、合併した1年目の7月に市税等滞納整理対策本部を設置されまして、具体的な取り組みを進めているところでございます。今後、一層の徴収体制の強化が望まれているところでございます。

また、17年度から20年度の4カ年計画で固定資産税適正化事業を立ち上げております。この事業は、土地の固定資産税評価基準が明示されない部分の統一化を図るために、現地調査、図の策定、またはマスターデータの策定等により、平成21年度の評価がえに反映するための事業を17年度から始めております。

次に、人権推進課でございますが、将来像であります「人輝く・安芸高田」の実現に向けて、人権尊重のまちづくりの基調に置くために、安芸高田市人権尊重まちづくり条例及び安芸高田市人権まちづくり基本指針の策定事業を実施しております。また、男女共同参画プランの策定事業もあわせて実施をいたしました。

以上で概要についての説明を終わりにして、各課長から決算書または主要施策等に基づきましてご説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○今村委員長 続いて、関係課長から順次要点の説明を求めます。

山本税務課長。

○山本税務課長 失礼します。税務課の17年度の決算について説明をさせていただきます。決算書の15、16ページで、成果説明書の38、39ページをごらんいただきたいと思っております。

まず平成17年度の取り組みについて総括的に説明をさせていただきます。詳細につきましてはその後説明をさせていただきます。

まず最初に、歳入の取り組みですが、現年度の賦課につきましては、見込み違いのないよう、16年度の課税状況や経済の回復状況を考慮して予算を立てました。税における歳入予算総額は32億6,737万円に対し、調定総額35億3,074万7,750円です。収入済総額ですが、33億4,827万2,538円、そのうち未還付分が35万3,058円でした。これを控除いたしますと、純収入額は33億4,791万9,480円となりました。収納率では現年分で98.46%、過年分で19.33%となりました。平成16年度と比べまして、現年分で0.21%上昇いたしました。過年分では1.81%下がりました。また、現年分の滞納繰越額ですが、5,185万1,043円となりました。前年度

と比べまして0.2%の減、金額にいたしまして650万円の減額となりました。

続きまして、滞納分の徴収ですが、徴収目標を平成14年度の6町での徴収額を参考にいたしまして当初予算をいたしました。その額を最低目標として徴収に取り組みました。取り組み内容といたしましては、督促、催告、訪問徴収、呼び出しなどを行いました。分納確約者は383名、差し押さえは21件、交付要求は40件行いました。結果といたしまして、目標といたしました予算と比べまして、市民税で55万8,000円の増でありました。法人税で70万3,000円の減となりました。固定資産税で627万8,000円の増となりました。軽自動車税で3万円の減となりました。

なお、滞納者の調査及び滞納状況の精査を行いまして、徴収不適なものについて、1,581万6,750円を不納欠損処分いたしました。その内訳は、現年度分17件、総額11万9,385円であります。過年度分875件、総額1,569万7,365円行いました。

続きまして、事項別明細書により詳細の説明をさせていただきます。今お開きしていただいております決算書の15ページ、16ページで説明させていただきます。

まず最初に、1款の市税、1項の市民税、1目の個人市民税についてありますが、現年分最終予算額が8億5,630万円、調定額は8億8,159万2,900円、収入済額は8億6,874万930円です。不納欠損額は8万6,585円で、12件であります。収入未済額は1,296万9,843円、未還付額が20万4,458円です。収納率は98.52%であります。前年度と比べまして0.05%アップしております。

滞納繰越分ですが、最終予算額745万円です。調定額4,152万495円、収入済額800万8,818円です。不納欠損額447万9,065円、件数は426件です。収入未済額2,903万2,612円、収納率は19.29%です。前年度に比べまして2.93%のアップとなっております。

続きまして、法人市民税の現年分ですが、最終予算額2億8,615万円、調定額3億1,047万8,400円、収入済額3億954万800円、収入未済額100万9,300円、未還付額が7万1,700円、収納率は99.67%です。前年度と比べまして0.02%の減になりました。

滞納繰越分ですが、最終予算額110万円、調定額354万6,415円、収入済額39万6,100円、収入未済額315万315円、収納率11.17%であります。前年度に比べまして11.48%のダウンとなりました。

次に固定資産税ですが、現年分最終予算額17億8,330万円です。調定額18億3,496万6,500円、収入済額17億9,859万9,700円です。収入未済額3,640万9,500円、未還付額4万2,700円、収納率は98.02%です。前年度に比べまして0.36%のアップとなります。

滞納繰越分は、最終予算額1,580万円、調定額1億1,354万5,310円、収入済額2,207万8,660円、不納欠損額1,093万1,500円です。件数は383件です。収入未済額8,054万1,150円です。未還付額6,000円です。収納率

は19.44%です。前年度に比べまして3.19%ダウンいたしました。

続きまして、目2の国有資産等所在市町村交付金ですが、最終予算額は2,146万円、調定額は2,159万5,100円、収入済額は2,159万5,100円、収納率は100%です。

軽自動車税ですが、現年度分ですが、最終予算額8,610万円、調定額が8,786万1,800円、収入済額が8,638万7,600円、不納欠損額3万2,800円、5件であります。収入未済額が146万2,400円、未還付額が2万1,000円、収納率は98.3%です。前年に比べまして0.14%のアップとなりました。

滞納分ですが、最終予算額が91万円、調定額は359万6,150円、収入額が88万150円、不納欠損額が28万6,800円、66件です。収入未済額243万6,400円、未還付額7,200円です。収納率は24.27%になります。前年度に比べまして3.29%の減となりました。

市町村たばこ税ですが、現年分最終予算額1億8,000万円、調定額2億395万5,830円、収入済額2億395万5,830円、収納率は100%です。

入湯税ですが、現年分最終予算額2,880万円、調定額2,808万8,850円、収入済額2,808万8,850円です。収納率は100%です。

続きまして、25、26ページをごらんいただきたいと思います。2項の手数料、1目総務手数料、2節徴収手数料ですが、これは証明手数料であります。最終予算額は220万1,000円、調定額は260万6,050円です。収入済額は260万6,050円となります。

次に、ページ37、38をごらんいただきたいと思います。備考欄上段になりますが、15款県支出金、2項の県補助金、1、総務費県補助金、1節の総務管理費補助金の中の自然保護協力奨励金があります。調定額は19万7,092円です。収入済額は19万7,092円です。これは郡山の自然保護に対しての非課税優遇に対して県が補償してくれる額であります。

ページ45、46をごらんください。15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、2節の徴税費委託金ですが、これは個人県民税徴収取扱費の交付金であります。最終予算額2,810万円、調定額2,854万2,160円、収入済額は2,854万2,160円です。

続いて、ページ53、54をごらんいただきたいと思います。これは20款諸収入、1項の延滞金、加算金及び過料、1目の延滞金であります。最終予算額は50万円ですが、調定額188万6,134円、収入済額は188万6,134円です。

続きまして、ページ59、60をごらんいただきたいと思います。20款諸収入、5項雑入、4目雑入、3節雑入の中の税務関係雑入となります。主にこれはコピー代であります。調定額が1万5,500円、収入済額が1万5,500円です。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

ページ73、74をごらんいただきたいと思います。2款の総務費、1項総務管理費、10目諸費、23節の償還金利子及び割引料ですが、これは市税

の還付金です。主に法人税なんかが多いんですが、最終予算額2,520万円、支出済額2,503万4,289円であります。

次に、ページ77、78をごらんいただきたいと思います。2款の総務費、2項の徴税费、1目の税務総務費であります。最終予算額1億3,967万円、支出済額1億3,917万5,599円であります。主なものは職員の人件費でありまして、そのほか申告受け付け事務等の臨時職員の賃金268万7,250円であります。

続きまして、2款総務費、2項徴税费、2目の賦課徴収費であります。最終予算額5,997万9,000円、支出済額5,437万5,791円あります。そのうち賦課徴収費が2,182万5,956円、固定資産税適正化事業費が3,254万9,835円あります。なお、賦課徴収費で主なものは前納奨励金と納税組合報奨金の報償費1,545万7,285円あります。そのほか、納付書等の印刷代の需用費が225万7,928円あります。報償費の内訳ですが、前納報奨金は1,093万4,535円あります。納税組合の報奨金は452万2,750円あります。また、固定資産税適正化事業であります。主なものは現地調査費等あります。この委託料が1,554万円、人的委託料等事務費関連が295万6,215円あります。そのほか、評価鑑定業務等の評価関連の委託料が1,405万3,620円あります。

なお、成果説明書の39ページの実施内容の費用につきましては、調査費関係に限定して掲載させていただいておりますので、こちらの決算書の方の数字と若干合わない部分があります。

以上で税務課関係の説明を終わります。

○今村委員長

続いて、西本税務課担当課長。

○西本税務課担当課長

それでは、対策本部の関係ですが、税務課の方が所管するということになっておりますので、私の方から17年度の徴収状況につきまして説明をさせていただきます。

平成17年度の安芸高田市の債権確保の基本方針、また実施方針に基づきまして、安芸高田市の市税等対策本部は市債権の確保の強化を図りつつ、公平公正な行政を確立し、適正な収納事務を行うための対策会議等を開催いたしております。そういったことでの情報の共有化を図ろうというのがねらいでございます。

対策関係では、お手元の資料の主要施策の成果に関する説明書の38ページに掲げてありますので、めくっていただきたいと思います。

数値の方の訂正をちょっとお願いしたいんですが、中段の成果及び今後の課題のところの数値で、滞納総額6億9,089万2,000円のところを6億9,076万5,000円とご訂正の方をお願いします。それから、そのうち徴収しました9,168万円のところを9,149万8,000円にご訂正願います。38ページの成果及び今後の課題のところの中段でございます。

〔これじゃあわからん、何かないんかの声あり〕

○今村委員長

数字をゆっくり言うてください。

○西本税務課担当課長

成果については、滞納総額6億9,089万2,000円のところを6億9,076万

5,000円とご訂正願います。その続きに、うち9,168万円のところを9,149万8,000円にご訂正願います。次の段の3.2%のところを2.9%に訂正願います。まことに申しわけありません。13.2はよろしいです。

それでは、総括の部分でございますが、平成16年に対策本部を設置しまして取り組みをいたしております。各部各課でマニュアルをつくっております。そのマニュアルにのりまして徴収事務を鋭意行っているところでございます。それから、実施内容につきましては、集中的な徴収月間を設けまして、徴収に当たっております。それから、法的措置につきましては、差し押さえ、それから国民健康保険証の支給停止等を行っております。また、水道につきましては水道の取水制限をいたしております。

それから、成果につきましては、法的措置も十分でなかった部分もありますが、とりあえず徴収担当が鋭意努力しながら徴収に努力しているところでございます。

それで、ちょっと補足させていただきますが、対策本部としましては平成17年度に5回会合を持っております。研修会、それから徴収の打ち合わせ等を5回いたしております。それから、関係部署につきましては10課で担当しております。市の債権につきましては滞納繰越分だけでも5億6,800万程度ございまして、現年分を合わせていきますと7億1,000万程度の未収金がございます。市民の不公平感とか不信感、こういったものが見逃せないような状況にあるということで、一層適切かつ厳正な収納の確保に努める必要があるというように思っております。

それから、市の債権につきましては、租税の部分と公課の部分がございます。公課というのは分担金、負担金、下水道の使用料等でございますが、これらは公法上の債権と呼んでおりまして、地方税法とか地方自治法に規定されている地方税法の滞納処分の例により滞納処分ができるということになっております。それから、住宅使用料、水道使用料、貸付金などは私法上の債権と呼ばれておりまして、未収金の回収に当たっては自力執行権ができないものでございまして、裁判所の関与が必要になってまいります。こういった私法上の債権の金銭の債権につきましては、支払い督促の申し立てを裁判所に行いまして、債務名義を勝ち取った上で強制執行を行うと。異議の申し立てがあれば訴訟に移行しなければならないというような状況のものでございます。それから、住宅の使用料、明け渡し、水道関係につきましては、訴えの提起をする必要がございます。こうした一連の手続を各部署で行うには相当な担当者の負担があるために、債権回収の業務を一元化して統括的な組織を持っていたきたいというような担当の強い希望もあるところでございます。

いずれにしても、個々に滞納している市民の納付意識を高めることが重要であるとともに、税を徴収するに当たりまして、税金を充てて滞納整理に当たるというような、どういいますか、税金を徴収するためにまた税金を投入して徴収していくというようなことなるべくないよ



うな状況を、環境整備をする必要があるのではなかろうかということで、自主納付をできるような整備をぜひとも図っていただきたいというような思いでおります。

それから、ちなみに17年度の租税の過年度の滞納分でございますが、租税等の滞納分は2億3,000万ばかりあります。それから公課分ですね、地方自治法上分の債権でございます公課分は3,100万円、それから私法上の債権が3億3,400万円程度でございます。

内訳は以上でございます。終わります。

○今村委員長

続いて、佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長

おはようございます。市民生活課の17年度の決算について説明をいたします。先ほど部長が当初に口述しておりますので、ダブっておりますところはちょっと割愛させていただきます。

市民生活課といたしましては、本庁、支所とも戸籍、住民の関係、年金事務、火葬場の管理事務等、それから環境衛生事務及び一般廃棄物の対応といった市民生活の相談等に関する事務を受け取ってまいっております。その中でも職員につきましては、対応といたしまして、親切に、丁寧に、それから焦らないようにという形のもの等を徹底するようにと行ってまいりました。

まずは歳入について説明させていただきます。23ページ、24ページをお開きください。決算書でございます。13款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料のうち、火葬場の使用料、調定額1,419万7,500円、収入済額は1,419万7,500円でございます。内訳といたしましては、歳出のときに主要施策の方と一緒に説明させていただきます。

次に、25、26ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料、手数料、1目の総務手数料でございます。総務手数料のうち、臨時ナンバー手数料、調定額が34万8,000円、収入済額34万8,000円でございます。件数は464件ございました。

次に、3節戸籍住民基本台帳費、調定額2,430万8,750円、収入済額2,430万8,750円でございます。内訳としましては、備考の欄に書いてございますが、戸籍の手数料1,273万8,150円、件数といたしましては2万1,813件ございました。

続きまして、その次の住民票等手数料507万6,050円でございます。件数といたしましては1万4,503件ございました。

その次の印鑑登録手数料でございますが、472万2,200円、件数といたしましては1万3,492件ございました。

その他手数料177万2,350円ございました。件数といたしましては5,048件であります。

その次にあります2目の衛生手数料、1節保健衛生手数料のうち狂犬病予防手数料、調定額が205万6,650円、収入済額は205万6,650円です。件数等につきましては、歳出の説明時に平成17年度主要施策の成果に関する

る説明書により説明をいたします。

次に、33ページ、34ページをお開きください。14款国庫支出金、3項委託金、1目総務委託金、2節戸籍住民基本台帳費のうちの2の戸籍住民台帳費の委託金で、備考に書いてあります外国人登録事務費委託金、調定額164万円、収入済額164万円でございます。

次に、2目の民生費委託金、1節社会福祉費委託金、国民年金事務費の委託金でございます。調定額が992万6,726円、収入済額992万6,726円です。

次に、59ページ、60ページをお願いいたします。20款の諸収入でございます。備考の欄の上から2番目でございますもので、3節の雑入でございますが、市民生活課雑入といたしまして5,400円、これはコピー代でございます。

続きまして、歳出に移らさせていただきます。77ページ、78ページ、それからこれから79、80と続いております。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございます。一般職員の人件費といたしまして2億4,863万3,972円、戸籍住民基本台帳費といたしまして1,022万9,252円です。主な支出といたしましては、7節賃金231万9,750円、これは産休の代替臨時職員に対する賃金でございました。これは先ほど言いましたように高宮支所、向原支所の産休代替職員さんに対する賃金でございます。

主なものとしてもう一つ、需用費でございますが、278万1,708円、これは証明書等に関する、その事務用品の消耗品でございました。

次に、85ページ、86ページをお願いいたします。これは主要施策のうちの40ページに説明として掲載させていただいております。3款の民生費、1項社会福祉費、5目国民年金費でございます。支出済額は36万1,528円であります。国民年金に関する事務費でございます。国民年金事務費といたしましては、主要施策の説明に書いてございますように、その国民年金の年金費を確保するというところで、三次の社会保険事務所と連携をいたしまして、公的年金制度の重要性を窓口や市広報で啓発してまいりました。また、市広報でのPRということで、わかりやすい説明ということに心がけてまいっております。また、今後につきましては、毎年同じなんです、やはり年金の加入率のアップという形で市広報等で啓発を行っていきたいと思っております。

次に、歳入歳出決算書で97ページ、98ページをお願いいたします。それから主要施策といたしましては72ページから77ページまでにかけて載せております。主要施策につきましては、この環境衛生の関係と、それから火葬場費、それから塵芥処理費と3つをまとめさせていただいております。このページでよろしくをお願いいたします。

まず、歳入歳出の決算の方で、4款の衛生費、1項保健衛生費、7目環境衛生費のうち環境衛生総務管理費というところでの支出でございます。先ほど部長が申しましたように、環境保全対策と、それから循環社会の

形成事業と、等々16年度、17年度より続けてまいっております。

まずは環境衛生の総務管理費といたしましては、支出済額は2,236万9,447円でございます。その歳出の内訳といたしましては、主要施策に関する説明の中の72ページからちょっとかいつまんで説明をさせていただきます。

環境保全対策の関係で、まずは合併以来、合併前からずっと続けておりました水質検査というものを行っております。17年度におきましては回数と項目検査等の見直しを行い、年2回、8項目という形で統一しました。検査結果におきましては、その結果自体、各町別に通知広報で公表しているところでございます。おおむね年に2回の検査結果によりますと、達成状況はほぼ5年間、これは合併前からの、5年前からのずっとまとめて状況等をグラフにしてやっておりますが、過去5年間、おおむね環境基準に適合しておりますが、おおむね横ばい状況であるということとなっております。

この水質検査ということで、ずっと先ほど部長の方から説明がありましたように、この水質検査データというのは毎年の地道な積み重ねが非常に大切であろうと思っております。そういう形で、そのデータのものについての活用というものについては特に下水道課への資料としてお渡ししたり、その次に、また考えております環境保全対策の計画等の資料としてそれを利用していきたいというふうに思っております。

それと公害苦情が、73ページにございますが、公害苦情につきましては、いろいろな早期解決と早い対策という形で関係機関、これは広島県等連携して対応してまいりました。発生の原因としましては、基本的に騒音、悪臭、水質、振動、それからごみの野焼きという形でまとめさせていただいております。その中で、最終その苦情に関しての一番大きかったのがごみの野焼きということでございます。これにつきましては17年、ことしの18年度におきましても全市一緒にパトロールを実施し、それに対する対応、それから単独にある分についての対応というもので、ごみの野焼きの防止という形で啓発対応をさせていただいております。

不法投棄にしましても、産廃の不法投棄ではないかという形でかなり住民の方からの連絡が入っており、それについて対応してまいっております。また、昨年度から広島県、それから警察と一緒にそのごみの産業廃棄物が不法投棄にならないという形で、予防という形のパトロールもまた実施しております。

悪臭につきましては、各支所の管内でもその事業の中において問題があるものについては予算化において臭気測定等を行って対応し、その改善指導をしておるところでございます。

73ページの2番の下の方でございますが、循環型社会の形成事業という形で、ごみの減量化、資源化、それから再利用等、3R等を進めるといって引き続き対応してまいりました。その一環の中で、ごみの減量化・資源化という形で、ごみの減量化対策の助成金、それから生ごみの

減量化対策助成金というのを行っております。ごみの減量化対策につきましては、芸北広域環境施設組合等の資料によりまして、不燃物の1人当たりの持ち込みがだんだん減ってくるという例があります。それによりまして、ある程度の効果が出ているんじゃないかと思っております。生ごみの補助金につきましては、合併以来、ごみの野焼きをやめてくださいという形でしておりますので、これが芸北広域の中に入ってきてよるといことがうかがえて、1人当たりの持ち込み量は可燃物につきましてはふえてきているというところがございます。それで、いろんなことを状況みながら、この生ごみについては中とそれから支所といろいろ話をしながら、将来性の方向を考えていきたいと思っております。

74、75ページにつきましては、先ほど申しましたものの生ごみに対する金額、件数の13年度、14年度、15年度から17年度までの推移を載せております。16年度から合併しておりますので、全旧町に対応する数が出ております。15年度以降は単独で吉田、甲田、向原で行われていたというふうに読んでいただければと思います。

回収実績につきましては、第2表に、真ん中の表に関するものであります。団体数につきましても、一番下の表でご確認いただきたい。団体の内訳は75ページの方に掲載しております。

それから、75ページの不法投棄の防止ということがございます。環境美化の推進という形で公衆衛生推進協議会等と市民団体、事業者の協力を得て、一斉清掃、それからパトロール、それに伴うごみの収集というもので美化活動を推進してまいっております。それで、各地域でまた継続し、またそれもずっと続けていかなければならないんじゃないかと思っております。特にごみの不法投棄にいたしましては、ここ私、合併以来のごみの野焼き、それから犬のふんの後始末、それから不法投棄と、この3つは非常にたくさんの苦情が出ているところでございまして、この不法投棄の防止につきましては行政、それから各団体、それから行政の各間での連携によりまして、長期的、中期的な対応をやっていかなきゃならないと思っております。

それでは、75から76にかけて、これはごみ処理体制という形で、後の決算書とちょっとダブるかもわかりませんが、その環境衛生の中で、予算書で組んだ中にありますので、一括して説明させていただきます。

実施内容としましては、芸北広域の施設の組合の負担金、後で申しませんが、3億7,450万7,000円という支出を負担金として支払っております。ごみステーションの設置補助金、これは2件ございました。1件4万円が上限なんです、2件で6万8,500円というところがございます。甲田町の一般廃棄物処分業務委託というのは、当初予算でご説明しましたように、旧甲田町の処分場に残されていた一般廃棄物を運搬処理したと。金額で計、土壌調査、それから収集、埋め立て処分とありますが、合計で783万2,700円というものがかかりました。それにつきましては最終処分場にも、それからすべて小分けをいたしまして、最終処分場とそれから

芸北広域で扱えるものは芸北広域という形で分別して処理をいたしました。今後またそういうものが出てこなければいいなどは今思っております。

5番目の狂犬病予防対策事業でございます。前回に100%実施できるように頑張っていきたいという形で答弁させていただきましたものでございます。それで、その対策といたしましては、ダイレクトメールとそれから各町におけます広報によりましてその周知徹底を図り、そのときに注射に来られる方に犬の飼い方、それから犬のふんを入れる袋を同時にプレゼントし、狂犬病予防注射の啓発と、それから犬のふんの後始末という啓発を同時に図ってまいりました。ですが、まだ犬のふんの苦情というものが、大変たくさんの苦情が各支所にも本庁にも入ってきておるとい状態でございます。引き続いて、先ほど申しました3つの苦情についてはいろんな手を変え、品を変えながら、何とか飼い主の方のマナーの向上というものを図っていきたいと思っております。

以上で環境衛生の総務管理費の説明を終了いたします。

次に、歳入歳出決算書の方にお返りください。同じページの一番下なんですが、99、100ページの方をお願いいたします。主要施策の報告につきましては77ページに書いてありますので、ダブリますが報告させていただきます。

火葬場費ですが、市内にある4カ所の火葬場の管理費を各支所との連携に伴い、業務が円滑に進むように図ってまいりました。ですが、先ほど部長もありましたように、施設の老朽化が進み、管理に苦慮しているところでございます。17年度の火葬件数は全部で482件でございました。ちなみに16年度は464件で、17年度は18件の利用増ということになっております。支出済額は3,556万1,557円でございます。施設ごとにいいますと、これは102ページの備考欄に掲げてあります。蓬萊苑が985万8,429円でございます。189件でございました。主な支出は、77ページにも書いてありますが、火葬業務と霊柩車運転業務委託料で738万円でございます。続きまして、美土里、高宮を所轄しております光台苑、これは支出は1,160万4,569円、使用件数135件でございます。主な支出は業務委託料でございまして、816万円でございます。甲田火葬場の使用料は699万5,251円、使用件数は82件でございます。これも主な支出は業務委託料で、422万1,000円でございます。向原の流雲閣は支出件数は710万3,308円、使用件数は76件でございます。主な支出は、業務委託で480万9,000円でございます。

最後に、101ページ、102ページ、今の下欄ですが、2項の清掃費、1目の塵芥処理費でございます。これは芸北広域環境施設組合と連携いたしまして、一般廃棄物の分別収集、再利用の啓発を図ってまいりました。特に17年度におきましては、旧町時代の一般廃棄物が広島市内に多量に野積みされた処理につきまして、北広島町、芸北環境施設組合と連携し、運搬、処分を行ったと。通常一般廃棄物の処理のほかにもその処理を行

っております。支出済額が3億7,513万9,980円でございます。内訳といたしましては、先ほど主要施策の報告で76にも掲げておりますが、芸北広域環境施設組合負担金3億7,450万7,000円と広島市の多量に野積みされていまして一般廃棄物運搬処理負担金といたしまして63万2,980円あります。

以上をもちまして市民生活課の17年度の決算に対する説明を終わらせていただきます。

○今村委員長　ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分からといたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時03分　休憩

午前11時16分　再開

~~~~~○~~~~~

○今村委員長　休憩を閉じて再開といたします。

続いて説明を求めます。

毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長　平成17年度人権推進課にかかわる決算についてご説明申し上げます。

まず、主要施策に関する成果よりご説明いたします。41ページ、42ページをお開きください。まず、人権啓発推進体制の整備を図るため、安芸高田市人権尊重のまちづくり条例の制定並びに基本指針の策定を行っております。条例並びに基本指針の策定は、人権尊重のまちづくりを基調に置き、すべての人の人権が尊重される社会の構築を目指して市、市民、事業所の責務を明らかにするとともに、人権施策を総合的に推進するため設けたものでございます。

2番目といたしましては、人権啓発活動につきましては、全市民を対象として人権標語の募集、人権フェスティバルの開催、講演会、パネル展示等を人権擁護関係機関並びに人権啓発団体との連携のもとに開催いたしまして、人権尊重の理念の普及、定着に努めたところでございます。

また、支所、人権会館においては、人権相談員を中心とした総合相談事業の実施や人権大学、人権セミナー、または健康教室、文化教養事業等を開催いたしまして、地域住民の方への人権啓発や福祉事業に推進したところでございます。

さらに、男女共同参画プランの策定につきましては、男女共同参画社会の実現を図るため、平成16年から取り組みまして、17年度にプランを策定いたしまして、このプランにより今後本市における取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進するべく取り組みを進めているところでございます。プランの概要版につきましては、市内の全戸に配布いたしまして、市民への周知も図っているところでございます。

また、平成17年度より消費生活相談員を設置いたしまして、消費生活に係る市民の苦情、相談、問い合わせ等に対応しており、本庁、支所を含め、年間106件の相談等がございました。そのうち最も多かったのがはがき、封書による架空請求に関するもの、続いて訪問販売による寝具

等の購入、ワンクリック詐欺等ございました。

最後に、住宅貸付金等の償還につきましては、住宅新築資金等の貸し付け事業では償還期間が25年の長期にわたる中で、この間、借り受け者や保証人の中には失業者や高齢化などにより厳しい経済状況に陥るなど、現在極めて回収困難な状況もあります。そのため、債権回収事務取扱基準を定め、借り受け人の滞納要因の把握に努め、督促、戸別訪問、面談等を通じて個々の経済状況に応じた償還計画を提案するなど、貸付金の回収に努めてまいりました。滞納件数、滞納者の内訳を申しますと、償還継続件数が232件、そのうち滞納件数が195件でございます。償還者数が146人、そのうち滞納者数が117人でございます。

それでは、続いて一般会計の歳入歳出決算書の事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。歳入から説明を申し上げます。23ページ、24ページをお開きください。13款使用料及び手数料、2目民生費民生使用料は、調定額、収入済額とも6万8,280円、そのうち人権会館等使用料4万1,070円でございます。

続いて、37ページ、38ページをお開きください。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉補助金、調定額、収入済額とも2億121万7,702円のうち、隣保館運営費等補助金3,092万3,000円、住宅新築資金等貸付助成事業費補助金596万円、住宅新築資金等貸付事業（償還推進助成）補助金91万2,000円、それから40ページをお開きください。消費生活センター設置等補助金63万円でございます。

それから続いて、55ページ、56ページをお開きください。20款諸収入、3項貸付金元利収入、1項住宅新築資金貸付元利収入は、調定額3億7,226万9,705円、収入済額3,625万4,332円、収納率が9.74%でございます。

2目の結婚支度資金貸付元利収入は、調定額438万4,789円、収入済額53万6,184円、収納率が12.23%でございます。

3目の世帯更生資金貸付元利収入、調定額16万5,600円、収入済額はゼロです。

続いて、59ページ、60ページをお開きください。雑入でございます。5項雑入、4目雑入、3節雑入のうち、人権推進課関係雑入は370円、これはコピー代でございます。

それから続いて、歳出の方をご説明いたします。87ページ、88ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、7目人権推進費、予算現額4,533万1,000円に対し、支出済額は4,337万2,298円でございます。そのうち人権推進事業費4,199万336円、消費者行政推進費138万1,962円でございます。

続いて、8目の隣保館費、予算現額7,739万5,000円に対し、支出済額7,531万3,486円でございます。

以上で人権推進課の17年度にかかわります一般会計の決算につきまして説明を終わらせていただきます。

○今村委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

明木委員。

○明木委員 税務課からということで、収納率等について一番問われるところじゃないかなと思います。特に今、財政の健全化ということで、行革なんかでも推進をされてるわけですけど、これにおいて、今は徴収に向けて、納付に向けて職員の皆さんが一丸となってそういうプロジェクトを組んで動かれてるわけですけど、これを見ますと、17年度に立ち上がったと思うんですけど、これは、収納率が下がっているという現状が見れるんじゃないかなというふうに思います。

そんな中で、先日、矢祭町の方に視察に行ったわけなんですけど、そこでやってたのがポイントカード制、これは商店街でやってますポイントカードの、ポイントが例えば1枚で500円ぐらいたまるわけですけど、それを市の方で納めれば納税とみなされると、納税の一部としてそれを取り扱われるという施策が行われていました。そういうのであれば、非常に市内における商店街等の経済効果も大きい、また納税率も上がってくるというようなことが考えられるわけですけど、それについてどのようにお考えなのか、副市長にお聞きしたいわけです。

また、藤沢市の方で新しい取り組みとして、クレジットカードによる軽自動車のこれは納税を取り組もうとされています。これは来年度から始まる予定じゃないかなと思うんですけど、これをすれば、24時間納税が可能になるわけですね。クレジットカードで、例えばホームページを使って、クレジットカードを登録すればそれで納税ができてしまうというような対応もできるということで、この藤沢市の取り組みについては、国も非常に新しい試みとして、いいんじゃないかということで、国の方でも検討を始めているような状況下にあるみたいです。このあたり、もう少しいろんな新しい施策を今取り組んでいかないと、どんどんどんどん納税率等、をまたほかのものについても、社会的にも、経済がよくなっているといっても、地方はよくなっていない状況もありますし、市民の方も苦しい状況にあるという中で、その辺、いろいろ使えるものは手段があるんですけど、そのあたり、副市長はどのようにお考えでしょうか。

○今村委員長 増元副市長。

○増元副市長 矢祭町の例、藤沢市の例、やはり詳細を少し研究させていただいて、前後のどういうふうな、事務も含めて、コストも含めて必要なのかという研究をさせていただきたい。先般、総務常任委員会でしたか、同じようなご意見もいただいておりますので、事務方にも指示をいたしまして、情報を集めさせていただきたいというふうに思います。

○今村委員長 ほかに質疑はありませんか。

川角委員。

○川角委員 1点だけお伺いをいたします。せっかく監査をされ、ここに意見書を提出されております。その中で、61ページの方で、非常に難儀をされておる滞納整理の強化についてということでご指摘をいただいております。



その中で見てみましても、未収金というのが一般会計、あるいは特別会計合わせて7億21万1,000円あるんだというふうなことでございまして、それをプロジェクトをつくって対応されておるにもかかわらず、これが現状では十分機能しているとはいいがたいというふうな評価をされておるわけですね。そこらが聞き取りなり、いろんな精査される中で、どのようにこれをとらまえて、原課の方では思っておられるのかということですね。非常に大事なことで、一生懸命やっておっても監査で見るとそれが機能しておるように思えないというような、非常にそこにずれがあるんじゃないかというふうなことであるわけです。

それで、今後いろいろやっていく中で、一番下の方にございますように、決算処理等を遅滞なく効果的に実施するためにも、専門的で効率的な事務の執行について検討されたいというふうな、そこらが非常に今までやられたことの精査の中で問題点として提起をされておるわけです。大変大きな債権額でもありますし、そうしてこれに取り組むについては大変な労力とそして努力が要るわけでございまして、事業としては大変であるということはわかるんですが、このことが市民の公平性から見れば非常に大事なことであろうというふうに思うわけなんで、そこについて、キャップとしてやられております副市長のひとつ考え方を、このことをどうとらまえておられるのか、あるいは今後どのように考えられるのか、この決算の指摘に基づいてひとつご回答いただければというふうに思います。

以上です。

○今村委員長 答弁、増元副市長。

○増元副市長 先ほど担当課長の方からも報告をさせていただきましたが、これまでの、今年度を含めまして3年間の取り組みでございしますが、これは一定の評価をぜひともお願いしたいというふうに思います。旧町から引き継いで、やっぱりまず実態の把握、そしてまず現時点でできることといったようなことの中で、面接等も含めてこれまで努力をしてきたということで、額そのものは確かに減っていないわけでありましてけれども、これまでの努力というのは一つの、どういうんでしょうか、スタートラインとしては必要な部分であったというふうに思います。悪質滞納者、あるいは件数が非常に多かったというふうなところの中から、地道に取り組みをしてきておりました、難しい部分も含めて、かなり件数の方も整理はされてきておるということでありまして、依然として経済状況も明るさが見えない中では現年度分の滞納者も発生をし、イタチごっこのような関係になっておりました。過年度分を徴収するけれども、また同じ額が現年分で発生をするという、結果的に年末を迎えますと前年度と、調定額と余り変わっていないという、イタチごっこの状況と。これを何とか打破しなければならないということになると思います。

課長の方からもありましたように、やはり法的な差し押さえといったことを、支払い能力があるのに税を納めないということに対して、こう

いう措置を講ずるといふ毅然とした態度がないと、まあいいかといふふうな方向に流れてしまうといふところで、一進一退を続ける中で、今一番大事な時期だといふことで思っております。来年度を含めまして、もう少し職員体制を、裁判もできるような、そういう部署といひましようか、現在も収納係でやっておりますけれども、もう少し強化をした形で組織の中にそれを設けないと、イタチごっこの状況は打破できないといふふうにも思っております。

昨日も同じようなことを申し上げておりますけれども、差し押さえ、あるいはそういう法的な、裁判も含めて、私的債権につきましては裁判ということですから、税は税でやるという、そういう毅然とした態度をもう少し明確に19年度以降出していきたいといふふうに思っております。

○今村委員長 川角委員。

○川角委員 努力されておることにつきましては敬意を表するわけですが、市としてもいろんな幅広い事業が、その行政の報告があるわけでごさいます、それぞれに担当課が一生懸命努力はされておるわけですが、さっきありますように、一方では一生懸命整理をしながら、一方では未収金が発生しておるといふ状況は、いつまでたってもこれは大変なことであろうといふふうに思います。そういうことから、やはり小さいものからいかに発生させないかということをお互いが認識していかないと、このものは解決つかんのではないかといふふうに思いますので、大変取り立ても重要ではございますが、そこまでいく前にやはりいかに抑えていくか。

それと、先ほどありましたように、住宅資金あたりがもう非常にこれで見るとほとんど回収できないのではないかといふふうな、さっきの報告を受けてみると、何か非常に数字的にも厳しいような状況を確認したわけでごさいます、そこらも当然取れないということになれば、さっきありますような法的措置とかいふようなことも必要であろうし、あるいは保証人へ厳しく当たっていくとか、いろんな方策があらうと思しますので、このことについては十分努力はいただいておりますが、さらにひとつ努力いただくといふふうな意見を申し上げまして、終わりたいと思います。

以上です。

○今村委員長 答弁は。

○川角委員 まあ、そこらの考えを。

○今村委員長 増元副市長。

○増元副市長 繰り返しになりますので申しわけないんですけども、今の貸付金につきましては非常に、これも同じように、まじめに払っておられる方がおられる、支払い能力そのものがもうない方もおられるという、その選別をもう少し明確にさせていただいて、支払い能力が全くないということになれば、それはそれで処分をさせていただくという方向でいかなければいけないと思っておりますけれども、支払い能力があるのに支払わないという部分に対してはやはり毅然とした法的な措置もとっていかねばい

けないというふうに思います。引き続き努力をさせていただきたいと  
思います。

○今村委員長 ほかに質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 税務担当課長に伺うんですが、他の者と意思の疎通を図らないけん  
というような発言を聞いたと思うんですが、滞納に対してですね。その  
あたりをちょっと具体的に伺いたいのと、それで、先ほど税金に対して  
税金を使うというのは、取り立てにですね、ここにおける者はすべて税金  
を使いよるわけですよ。税務課だけじゃないわけですよ。だから、  
決して税務課が高い日当をもらいながら、行っても空振りで、その日当  
が吹っ飛ぶというケースは、これは当たり前のことですよ。税金を使  
いよるということは、他の業者も、建設課なんかはハード面で作るから  
やったのというふうに見えるかわかんけど、税務課の人は特にそうい  
うふうな税に対して責任感を持たれてそういう発言だったと思うんです  
が、やはりこの徴収率の問題も言われますけど、金額の場合は一件でも  
多くなればクリアするし、件数もあわせて目標数値として並行にしてや  
られておるかどうか。このたびなんかでも、税務課でも車のストッパー  
やなんかやっておられるわけですから、これは大きな前進なんですよ。  
そういう評価を我々もサイドの面では評価しておるわけなんですよ。

それで、そういう問題を発言されたということは、先に税務担当課長が  
どのような対策本部長と話の中でそういう言葉が出たのか、担当課長  
の方にちょっと伺いたいと思います。

○今村委員長 西本課長。

○西本税務課担当課長 先ほど徴収に当たっての件でございますが、税を徴収するためにさら  
に使っていくという発言でございますが、ちょっと説明不足のところ  
があったと思うんですが、滞納者の方から徴収に来てくれという事案が  
結構ございます。それに対して、私どもの方は夜であろうと、朝間早う  
であろうと行っておる状況でございます。こういったところをやはり改  
善して、自主納付をしてもらうようにしなくちゃなんらんと反省の意  
味を込めて言わせてもらったということでございます。やはり税も自分  
で金融機関に持参したり、市役所の方へ持参したりされる方もおられる  
し、電話で呼び出して、取りに来てくれというようなところまではもう  
しないようにせにゃいけんのじゃなかろうかというような思いで話をさ  
せてもらいました。

中での情報の共有化の件でございますが、あくまでも複数の滞納者が  
ございますので、やはりそういったところの情報の共有しながら、片方  
だけ収納するということでなしに、全体も含めた収納もせにゃいけんとい  
う思いで話したんじゃないかというように思います。

以上です。

○今村委員長 入本委員。

○入本委員 副市長、今の発言に対してご意見があったら聞きたいと思  
います。

○今村委員長 増元副市長。

○増元副市長 自主納付ということで、本来の姿に戻したいという思いがございませう。税務なり、すべての事業もそうなんですけど、コスト意識はやっぱり持つ必要があるんじゃないかと。税は税ですから、1,000円を徴収するの1万円かけて徴収するというのも、これは公平性を保つためにはやむを得ないかなというふうに思いますけれども、しかし、コスト意識を持ちながら、やはり少ないコストで、少ない労力でやはり滞納徴収等も進めていくという感覚は必要であるという意味であるというふうに私も思います。

それと、情報の共有でございませうけれども、これは個人情報、いろんな状況がありまして、これまでなかなかできていなかったわけですが、せつかく対策本部を設けておるわけですから、複数の税の滞納、複数の案件の滞納というものについてはやはり何らかの内部の対策を練って対応すべきであると。受ける方は1名であります、それに対して縦割りのたぐさんの担当がおるわけですから、そこらはやはり効率的な対応が必要ではないかということの中で対策本部の中でやっておるということでもありますし、件数の実績につきまして、これはちょっと担当の方ではつかんでおるはずですから、そういう件数の関係も頭に置きながら取り組んでいくということも必要であるというふうに思っております。

○今村委員長 入本委員。

○入本委員 滞納については、もう予算のときから決算から、あるたんびにあるわけなんですよね。そうすると、もう滞納問題については副市長が本部長ですから、一手に引き受けて、本部長みずからの資料を出すぐらいの気持ちかなければいけないんじゃないかと思うんですよ。

それでもう一つは、今のように自主納税じゃいうて夢のような発言をするいう、議会でも今ごろ飲酒運転があるから、夜8時までは飲まずにおるんじゃと、市民からいつ何が電話があつていけんけん、酒の好きな人はそこまでして住民の福祉にこたえようとしておられる人の話をこの間聞いたんですが、夜中じゃろうが何じゃろうが、自分の立場がおつて、公平性の原理があつたら、やっぱりそういう気持ちは、今の聞いたときに、自主納税はそれは理想的な形ですけど、これだけ焦げついて、不公平感がある中で、その発言そのものを担当課長がこの場でされるというのは、副市長としては管理体制が私はできてないような気がするんですが、だれもが今聞いた気持ちは、何ぼ副市長が今までいいこと言われても、私には伝わってきませんね。そのあたり、副市長、今後の情報化の共有なんかは、これは滞納の本部長になったときから言われておることなんです、具体的な例が一步一步進んでおるように、悪いとこぼっかり追及されるんじゃなしに、成果の部分も本部長としてやられるようにしないと、我々とすれば、毎たび毎たびここで聞きたくないんですよ。それよりか、素直にこの部分も欠けると、こういうふうにしたという、本部長らしいもう少し指揮官のもとで滞納税については取り組

んでもらいたいなというふうに思いますので、答弁は要りません。

次に、非常に便利のいい表をつくってもらってるんですけど、74ページの成果表のところでございますけど、ごみの減量化、資源化推進の中の、これを一目瞭然見ると、各町の対応体制というのが、旧町の時代ですかね、非常によくわかるんですよ。この数字で見ると、甲田町はとてもし数字の方にあるかいうたら、私らも反省せないけん部分があるんですが、吉田の方は非常に大きな数字が並んで取り組んでおられるというような、回収団体等の内訳等も見ても、統計のとり方がどうなっておるんか知らないんですが、高宮、甲田なんか、八千代にしても、吉田に比べたら、向原と吉田が目立っておるというふうな、見えますよね。だから、ある程度こういうのを見ると、我々としてもライバル心を持ってこの数字を上げていかないけんというふうに思うわけなんですけど、この啓発自身は今のように振興会等も出てやっておられる地域もあるし、ただ表にされとるだけで終わるとは思わないんですが、各支所別にどのような指導をされ、また啓発運動をされておるのか、伺います。

○今村委員長 佐々木課長。

○佐々木市民生活課長 回収団体といいますか、資源ごみの減量化対策の助成というのは団体という形で要綱等で、要領等で定めてあります。というところで、やっていかれるときに、団体という形ですから、どういう団体でなけにゃいけんということはまだ書いてないんですよ。そういうことで、例えば今、入本議員さんが言われたように、甲田では公衛協さんが一団体で毎月第1日曜にそういう取り組みをされておると。吉田がなぜ多いかというのは、これはいろんな団体が細分化されていて、一番多いのが常会、自治会で進められていると。向原におきましては、常会、自治会、振興会単位でその取り組みをされているということでございます。

それで、指導云々と言われた部分につきましては、私どもとしてはどういう形で相談に来られたときにはというのは、事務的な流れと、それから全体的な補助金の分につきましては16年度等での施行法についての補助事業の案内という形でやっております。ですから、各支所別じゃなしに一本化でこの分については本庁の方でその啓発事業を行ってまいりました。

以上でございます。

○今村委員長 入本委員。

○入本委員 この表を見ると、ある面では誤解を招くような表でもあるような気がするわけですね、ある面で、今のような説明を受けると。しかしながら、今度は資源ごみの回収のところ、今の団体のことを言われたんですが、資源ごみのところを見ると、今度はこれはトン数が書いてあるわけですから、これは全く、今の団体の分は今のような、甲田の場合は公衛協がやっておる言われたら、これはもう振興会が全部出てるわけですから、数にすれば28ぐらいあると思うんですが、そういう数字になると思うんですが、今度はこのリサイクルの発生抑制と再利用という目標の

中で、やっぱり私はここで名指しをして悪いんですが、高宮さんなんかは全くアルミとかスチールとかいうの、高宮はしてないように見えるんですよ。これは事実こうなんですか。伺います。

○今村委員長 佐々木課長。

○佐々木市民生課長 その再利用に関して私が知ってる範囲、ここに書いてあるのは市の補助金の利用者という形で思っただけだと思います。その他、個人とか数人とかいう形で別にそういう資源ごみといいですか、それに対応しておるといのは、耳ではちょっと聞いております。ですが、うちの今のこの事業につきましたの成果という形でのことでありますので、高宮の地域の中でまだほかにやってらっしゃる団体があるかもしれませんし、八千代でもあるかもしれません。その分につきましたは今私どもが把握しておる数というのはつかんでおりません。

以上です。

○今村委員長 入本委員。

○入本委員 こういう表を出される場合は、誤解を招くと思うんですよ、そういう説明がないんでね。把握されずに出すということは。やはり現状をしっかり把握した上で、目標等があって、成果を出す場合は投資的にこういうふうな、非常に環境問題については関心を持っておられるわけなんで、当初から説明するときに数字も直さずに、途中でこの場で公文書直されていうぐらいですから、あんまり表にも責任感がないのかなと思ったり、こっちも、聞く方もそうなるんですよ。公文書の数字の大事さというものが、きのうは前もって張りつけをさせてくださいと来たけど、きょうらは説明しながら、きょうわかったのかな思うたり、そういうような、やっぱりこの出す意味が、我々は評価して、課題として出されると思うんですよ。そうすると、把握しておりませんか、どうやったからこの成果が出ましたとか、やっぱりそこらの説明をいただくために私はこの表を出しておられると思うんですよ。だから、現状把握しておりません言うたけども、支所長もおるわけですし、ふだんからの担当課もおるわけですから、やっぱり補足的な説明がないと、甲田はしよらんし、高宮は資源ごみの回収しよらんしとか、これはひとり歩きするケースも出てくるわけですよ、説明がないと。そういうところを今後どのように取り組んでいただいて、環境の啓発運動をされるのか伺います。

○今村委員長 佐々木課長。

○佐々木市民生課長 何回も弁解めいたことになるかも知れませんが、17年度の予算の中の補助金の出方というものについての説明という形で説明させていただきました。

今、入本議員さんが言われたように、そういうおそれがあるんじゃないかと、それと現状の本当のリサイクルに対するその団体というのをつかむことも大切じゃないかというものにつきましたは、私どもの方もネットワークの重さがそこにあったのかなと今は反省しております。それにつきましたは、各支所との連携を保ちながら、その団体と、それから

そのグループ等は当然把握させていただきまして、よりわかりやすいような資料づくりという形で対応させてもらいたいと思います。

また、このリサイクル補助事業につきましては、16年度から17年度にかけてたくさんの団体が利用されているということでございますので、私どももなるべく予算の範囲内におきまして利用していただくように、啓発等は進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○今村委員長 関連があるというんで。

金行委員。

○金行委員 今、この表を私も見させてもらったんですけど、これは今、団体名だからこういう表になったと思うんですが、課長、この1キロ4円当たりの助成金を出しておりますよね。1キロ4円、あったよね。これは団体がこうやってくださるから1キロ4円を出しとるということでありましてよね。これを出されなかったら、これより高くコストがかかりますよね。わかりますか。そこらをちょっとご説明をしてもよろうたら、非常に理解できるんですが。これ1キロ4円当たりをしなかった場合の、団体がしなかった場合は、4円当たり出してるのが、業者とかいろいろ手をかけるとどのぐらいかかるかというたら、この重さも出るし、それからどういうもんかという中で、それを含めた中で今度は市民へのお願いというんですかね、こういうことをやったら町はよくなるし、財政も助かっておるんですよということもできるところも読めてこよう思うんですよ。そこらをちょっとご説明をしてもらえますか。

○今村委員長 佐々木課長。

○佐々木市民生活課長 今のそういう取り組みを行わなかった場合は、当然考えられるのが、芸北広域に搬入されて、その分の不燃物の数量がふえてくると。それに係る処理費というものが当然高くなっていくということになると思います。ですから、この補助金に対してキログラム当たり4円、それから処理費がキロ当たりが8円40銭か30銭かちょっと覚えてないんですが、それぐらいかかると思います。ですから、単純計算としまして、当然この補助金を使われることによって、市の負担金というものが減になるわけでございますから、そういう説明の仕方もある必要だと、実利はこうなんだと、こういう財政の中でこの事業というのはこういうふうに関わっているんだという説明もやはり必要だと思います。それで、例えばそれを16年度はこうでした、17年度はこうでしたというふうな形で市民の皆さんに実数、本当の金額を、比較した金額を出していくのも、本当にこの補助事業が生かされておるんだということがアピールできるんじゃないかと私は思います。その金額につきましては、ちょっと今、実質ちょっとたたくことをしておりませんので資料としてはありませんが、思いとしては今の議員さんのことを十分に考えさせていただきまして、やはり広報的なものもわかりやすいようにというふうに取り組むというのが大切だと今思いました。どうもありがとうございます。

○今村委員長 入本委員。

○入本委員 次は公害の苦情処理のことで伺うんですが、悪臭の問題は2カ所しか今までの議論の中では私自身は記憶ないんですが、7カ所という、その他が9という、その中で現在継続して未解決の部分がどういうふうな状況で残っているのか。水質検査のところも、水も気になるわけですが、そういうところの解決済みの件数と、これが現在残っておる数字か、そのあたりをもう少し具体的に説明してください。

○今村委員長 ほかに関連の質疑がございますか。

ちょっと資料が必要なようなんで、時間がかかりそうなんで、ここで暫時休憩といたします。再開は13時より行います。

~~~~~○~~~~~

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○今村委員長 休憩を閉じて再開といたします。

午前中の臭気の件につき、その実態について答弁を願います。

佐々木課長。

○佐々木市民生活課長 悪臭についての小分けを発表します。会社名について、事業所、個人名については省かせていただきますが、悪臭につきましては、事業所の7件、吉田1件、美土里1件、向原が5件でございます。その他の9件でございますが、八千代が2件、美土里が3件、高宮が2件、甲田が2件でございます、計16件。継続的なものは3件でございます。美土里が1件、吉田が1件、向原が1件でございます。

水質につきましては、これは油漏れ事故の件数でございますが、事業所5件のうち吉田が4件と高宮が1件、5件ですね。それからその他でございますが、甲田で1件という内容で、この水質について、油漏れについては継続事案はございません。

以上でございます。

○今村委員長 入本委員。

○入本委員 悪臭については生活に与える影響いうものはあるのかないのか、どの程度のものか、そこら辺は。それで、悪臭については、だから全く、3件だけで、あとは全部解決しているというふうに解釈してもいいんですかね。

○今村委員長 佐々木課長。

○佐々木市民生活課長 3件については広範囲な形での、これは去年、おととしからのずっと継続の案件でございます。その他の悪臭については、それ以後の、再度の苦情等いうのはお聞きしておりませんし、また支所からの報告もございません。その他については畜産の方の悪臭というのが入っておるようでございます。ですから、これもある程度継続的なものがまだ続くのではないかというふうには推測できます。

以上です。



○今村委員長 ほかには質疑はありませんか。

青原委員。

○青原委員 ちょっとお聞きするんですが、先ほども入本委員の方からも出たと思うんですが、この説明書のことですね。これもうやはり、これ幾らでできたか私もわかりませんが、予算にも決算書にも出てこんな数字だろうと思うんですが、やはりこれも税金のうちですね。これをつくるのにもやはり人件費もかかっているわけですよ。それを、時間がないうちでチェックをしないですぐ出すというのはいかがかなというふうな思いがするんですね。これこそ何かむだ遣いをしよるんじゃないかなというふうな気がするんですよ。つくってもらうことに対しては確かに説明していただくのにも見やすいし、ええと思うんですが、やはりこれだけ張りかえ、数字の書きかえ、重みというのが全然なくなってくるんじゃないかなというふうな思いがします。これを大体どのぐらい、何部つくって、どのぐらいの費用がかかったかというぐらいは私は聞きたいと思います。この主要施策の成果に関する説明書、これ何部つくって、幾らかかったか、聞いてみたいですよ。

それは今調べてるんだらうけ、後からの答弁でよろしいですけど、1点、今、これも関連になろうかと思うんですが、水質検査のことについてお伺いをいたします。ここへ表が出ておる中で、備考欄に最終処分場というのが書いてあるんですね。最終処分場はこれしかないのかと。私の思い違いならいけんのじゃけど、八千代にも最終処分場があるというふうな思いがしておるんですが、そこらのデータはどうなっておるか。載すのであれば、やっぱり全部載すのが私は筋じゃないかなというふうな思いがするんですが、そこらのいきさつを説明をしていただければ。

○今村委員長 佐々木課長。

○佐々木市民生活課長 青原議員さんの問われているところは、例の上根向山のところのことだと思うんですが、実は推計の中で、環境衛生の方で八千代町時代にやりよったところが、根之谷川ですよ。ちょっと固有名詞で言ってあれなんです、太田川の上流の根之谷川のところ、要するに町境ですね、八千代町の境のところをとりよったわけで、広交の最終処分場のところは広交が独自でとりよった経緯だと思うんですよ。それで、今回ずっと入れておるところは、最終処分場、当然上流ありますから、そのチェックというのもあったとは思いますが。全体的に今の根之谷川の、千代田からずっと流れてくる根之谷川という考え方でチェックするというようにしてありますので、広交の最終処分場という書き方はちょっとここではないんです。ですが、支所との話で最終形態の方でその汚泥、またその広交のも当然流れて、上流で流れていっておりますので、その辺のところは最終処分場を対象とするか、それとも河川を対象とするかという形で考えていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○今村委員長 青原委員。

○青原委員 意味がわからん。やっぱりここへ書くのであれば、表にするんであ

れば、あつこが最終処分場というのはもう歴然としたことですね。そういうのを何の説明もなしにここへ掲載せんというのはおかしいと思うんです。表じゃわからんのです。そこはやっぱり、そういうのがありますよいうのをつけ加えて、事後説明があるんなら、それは納得がいくんですが、それもなかった。ただ見てください、こうなっておりますというような状況で、それじゃおかしいじゃないかということになるわけじゃないですか。そうじゃないですか。

そこら辺の考え方、それとやはり同じ安芸高田市内でございますので、検査する必要があるんじゃないかというふうな思いがするんですが、その考え方をお聞きします。

○今村委員長 佐々木課長。

○佐々木市民生活課長 その点につきましては、最終処分場ということで当然私もわかっておりますし、その最終処分場が今、広交の方がそこで企業の活動の中で自分ところで水質検査を行うというのを今までやっておられましたという形で、それで考えておるんですが、全部同じ最終処分場を当然やっておりますんで、市行政の方からも、最終処分場でわかっておることですから、その検査をきっちりするというふうなご意見だろうと思います。それにつきましては、市長、それから関係機関と話をさせていただきまして、最終処分場の検査ということも追加できるものであれば取り組んでいきたいと思っております。

○青原委員 おかしいじゃない、そういう答弁じゃったら。  
いいですか、委員長。

○今村委員長 青原委員。

○青原委員 今の答弁は答弁じゃないですよ。今後どうするんか、何で載さんかったか、その理由と、今後それじゃどうするんかいうのも言うてくれにゃいけんわけですよ。それが全然ないでしょう。協議して、協議、協議する必要ないじゃないですか、結果が出とるんなら、それを載せりゃあええわけじゃけ。そういうことじゃないか思うんですが、ちょっとそこら辺の考え方を教えてください。

○今村委員長 暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時11分 休憩

午後 1時19分 再開

~~~~~○~~~~~

○今村委員長 それでは、休憩を閉じて再開といたします。

今の答弁を整理して、もう一度お願いをいたします。

○佐々木市民生活課長 改めて、この資料につきまして、わかりやすい資料として提出させていただきます。よろしく願いいたします。

○今村委員長 ほかに質疑はありませんか、今の件について。  
補足説明をお願いをいたします。

○新川総務部長 委員さんのこの主要成果に関する説明書の関係でござりますが、部数

的には150部作成をさせていただいております。金額的に16万8,000円という数字でございます。

いろいろご指摘いただいておりますその内容等につきましては、もう少しそうした関係につきましては精査をさせていくことが十分にあると思っておりますので、そこらの点は次年度に向けての対応を検討させていただきたいというように思っております。よろしくお願いいたします。

○今村委員長 続いて、青原委員。

○青原委員 今、150部と16万8,000円というような金額は聞いたんですが、これをつくるのにはやはり残業もしたり、いろんなこともして、費用がかかっておるわけですね。これは何百万という銭がかかっておる可能性もあるわけですよ。そういうのをやはり、どうやっていいか、ここが違うておりましたからこうしてくださいとかいうんであったら、何かさみしい気がするんですよね。やはり最終チェックをきちっとして、こういうのを提出をしていただきたいと。後から直すことのないような方法をやっぱりとってもらわないけんのじゃないか思います。さっきも教育委員会が来てから、ここを張りかえさせてくださいというようなことでしょう。何のための、それじゃこれ作成したんかということになるんですよ。極端にいやあ、これやりかえ言うたらやりかえないけんことになるんですよ。そしたらまた16万8,000円要るということになる。そのやりかえの作業にまた費用もかかるわけです。これ全部税金ですよ。銭がない、銭がない言いよる中で、こういうむだ遣いをしてもええんだらうかいうことを思うんです。そこら辺の考え方も、副市長がおられるんで、ちょっと決意を聞かせてください。

○今村委員長 増元副市長。

○増元副市長 先般来からこの成果、表ということになっておるけれども、きちっとした分析ないじゃないかというご指摘もありましたし、本日そういう、いわゆる間違いの部分、基本的なミスではないかということでございますので、当然執行部といたしまして、多々事務のミス、間違いというのはこれはあり得ることではありますけれども、それを未然に防ぐという、あるいはチェックをするという、最終的には私のところで部ごとの大体の情報のレベルをそろえるとか、表現の仕方をそろえるとかというところは、この17年度の決算についてはまだでき得ていないという部分がございますので、次年度へ含めて、もう少しわかりやすい、そして成果表になり得るような、そういう内容も含めて取り組んでまいりたいというふうに思います。

○今村委員長 よろしゅうございますか。

加藤委員。

○加藤委員 公害防止協定のことについてお聞きしたいんですが、行政と産廃会社ですね、これが公害防止協定を結ぶ場合、その協定に対しては地元の住民が立ち会いのもとで結ばれた場合の取り扱いなんですが、協定の中に書かれていること以外に新しい項目が加わった場合は、地元民に対し

ての行政との関係ですね、説明いたしますか、それはどういうふうな形で取り扱われておるのでしょうか。

○今村委員長 杉山市民部長。

○杉山市民部長 今回の公害防止協定につきましては、それは基本的な部分については再度双方で取り決めを変えるということは必要だろうと思います。今ご質問いただいた件につきましてはの中身につきましては、この間、美土里で支所別地域振興行政懇談会だったですか、試行的にやる部分についての説明もさせていただいたところですが、これはあくまでも恒常的なものでなしに、試行という形でのことを産廃業者からの申し入れがありまして、それを行政としてもその悪臭がなくなる、効果があるものならその試行を認めようということで今回させていただいて、地元のそういう被害の関係者にも通知はさせていただいたところでございますが、地元としてはあくまでも今までいろんな対策、あるいは誠意がない、対策といえますか、何もしてくれないという、やはり感情的なものがありまして、それは地元としては認めないということで、その文書については受け取り拒否というような関係もありましたが、行政といたしましても、悪臭をなくするという対策につきまして、やはりそういうことも試行していただいた方がいいのではないかとということで、今回1年間に限りということについて試行をさせていただいて、許可しておるところでございます。協定書にはその効果が出ればやはりその効果について恒常的な協定の変更、基本的な協定の変更ということでまた住民の代表者並びに市と業者との変更協定ということになるかというふうに考えております。以上です。

○今村委員長 続いて、加藤委員。

○加藤委員 ということは法的な面でも、これは恒常的であろうが、試験的にやられる場合であろうが、法的な取り扱いですよね。法的なものそれから協定書というものの重みいいますか、どちらが優先するかというようなこともあるわけですか。

○今村委員長 佐々木課長。

○佐々木市民生活課長 今回の公害防止協定の法的な関係だと思っておりますが、順序立てていきますと、合併前の美土里町と美土里町の業者の公害防止協定というのは、合併後も安芸高田市にそのまま引き継がれるようになります。当事者はあくまでも公害防止協定の当事者、甲と乙ということで、安芸高田市とその産業廃棄物業者の協定書という形になります。その公害防止協定については立会人さんの名前で地元の方がなっておられますが、これにつきましては弁護士の方とちょっとお話をしたときに、立会人というのはあくまでその甲と乙が公害防止協定を交わしたということだけをただ認めるというだけのものであるというふうに言われております。

そういうことで、先ほどの一番最初の質問にございました、その公害防止協定についての取り決めのないことを新しく入れることについてはどうなんかということがございましたが、これにつきましても、公害防

止協定というものが公害を防止することが当然の第一目標でありますので、それをその当時、何年か前、当時に何も出なかったことが、なかったことが今回、今の世の中でも出てくると。そういうやり方によって公害を、臭気の公害を防止ができるというものがあれば、当然公害防止協定としてそれを採用するのは当時の公害防止協定に別に反さないものなんだというふうなことは相談でお聞きしております。

ですから今回、今の新しいものを入れて公害防止に図るというのは、試行としてそれが本当にきくかどうかということで、1年間の許可ではなしに、行うことに対する、申請に対する、ちょっと言葉は専門用語は忘れましたが、許可ではなく申請を認めるという形でございますので、新しい今のものを入れるというものは許可になったということではないんです。許可じゃなしに、試行することを認めるという形で文書を出されております。

○今村委員長 加藤委員。

○加藤委員 認められたものが実際公害をなくする方向でいけばいいわけなんです。それが逆になった場合、それは公害防止協定は生きてくるわけですか。

○今村委員長 佐々木課長。

○佐々木市民生活課長 当然それ、やったことがだめだったら、新しく導入したことがそれが効果を生まないよということになれば、また新しくその公害防止協定によりまして公害の、不快臭の、悪臭の発生することをまた抑えることを目的にしておりますので、その公害の発生防止について、企業側の努力を行政の方で強く指導していくという形になると思います。

○今村委員長 決算でございますので、決算に関しての質疑並びに答弁をお願いしたいと思います。

加藤委員。

○加藤委員 ちょっと外れとるかもわかりませんが、もう一件だけ。

〔「はずれとっちゃーだめよ」の声あり〕

いや、この成果に載っとる……。

○今村委員長 いかがですか。

加藤委員。

○加藤委員 それではもう1点だけお聞きします。公害防止協定と法的に許されておるものとどちらが優先するかいうのをちょっと聞きたかったんですが、結局行政とすれば、どういいますか、産廃業者の行政指導で溝を埋めるということになるわけですか。

○今村委員長 佐々木課長。

○佐々木市民生活課長 今回の事案のところは、美土里町の悪臭の業者のところにつきましては、公害防止協定というものはこれは民法に規定されます。ですから、当然この公害防止協定を守るといえるのは民法で当然法的なものが出てまいります。ですから、ここの悪臭防止法とかなんとかいうものに、その地域的なところで実は悪臭防止法で網打ちをかけられないところがございま

す。ですが、民法としてその悪臭防止法の精神にのっとして、公害防止、悪臭防止のために双方が公害防止協定を結ぶんだというふうな当然内容になっておりますので、これにつきましてはすべて法的なものとしてその公害防止協定は生きてまいります。ですから、行政の指導というものも当然法的なものとして生きてまいりますから、これは法的が何もない、指導というものではございません。当然法をはらんだ行政指導、行政勧告というふうな形になります。

○今村委員長　ほかの質疑はありませんか。

岡田委員。

○岡田委員　説明書では41ページ、それから決算書では88ページ、ちょっと開いてください。決算書の88ページの人権推進費の委託料、区分の13の委託料で571万5,642円、これは委託料ですから、説明書では41ページの成果表で、人権啓発事業の中でいろいろやっておって、講演会、人権フェスティバル、こういう行事に対しての委託をされているのか、まず1点お伺いいたします。

○今村委員長　毛利課長。

○毛利人権推進課長　88ページの人権推進費の委託料571万5,642円、人権啓発を実施するに当たりまして、業者委託を行っております。それで、この成果の表にも書いておりますように、主なものといたしましては、NPOの委託ということで、いのち・愛・人権展の前期、後期のパネル展の実施、それから記念講演会にかかわって43万4,170円を出しておりますし、人権フェスティバルにかかわる講演会ということで33万6,700円も支出しております。それからまた別途、職員の研修ということでNPO委託いたしまして35万円出しておりますし、この中には男女共同参画のプランの策定ということで378万円、印刷費を含んで支出しているものが主なものでございます。

○今村委員長　岡田委員。

○岡田委員　そこで、そのNPO法人についてちょっとお尋ねするんですが、旧名前の部落解放同盟広島連合会安芸高田市協議会の運動方針は、NPO法人も、どういうんですか、事業に参加させるというのがうたっているんですよ。いろんな行事をします。この間も、前回の議会でも言いましたけど、同じ方針だと、新しい名称に変わっても。沖田孝之さんの人権推進協議会ですね、新しい名称の、あれが変わっても、旧部落解放同盟の引き継いだる運動方針やということからいいますと、この事業の中で、旧部落解放同盟広島連合会安芸高田市協議会の規約の中では事業の中にNPO法人に委託することができるというふうなうたっておりますから、今、人権推進の事業をこのNPO法人にされたというように理解してよろしいんですか。

○今村委員長　毛利課長。

○毛利人権推進課長　行政の方がNPO法人のリバティたかたに委託したという内容につきましては、それは人権啓発にかかわる、去年は戦後60周年、また原爆投

下の60周年を迎えて、中身的には戦争の痛ましさ、それから人権の尊さとか人の命の大切さ、あるいは平和にかかわってパネル展を委託するというので、その内容につきまして業務委託をして、NPO法人に委託したということであって、運動体との考えがそのままそのNPO法人に行っておるかどうかということにつきましては、それは別問題ではないかというふうに理解しております。

○今村委員長

岡田委員。

○岡田委員

そりゃそうですよ。そりゃそうですが、これは去年、17年度の決算ですから、旧部落解放同盟広島県連合会安芸高田市協議会に事業として含めとるから、私、断定するんじゃないですよ、だから、それは今答弁されましたように、この事業団体がそのようにしたかどうかというのはわからんならわからんでいいですよ。そういうこともあり得るということがこの運動方針からもうかがえると私は認識するわけですよ。ただ、補助金をそれ相応に出しておるわけですから、部落解放同盟には。どういう事業されたかということもチェックすればおのずと答えは出てくるんじゃないか。その点はどうですか。

○今村委員長

毛利課長。

○毛利人権推進課長

NPO法人として事業を実施されている、市の委託業務とは別個に独自の活動を展開するという形では街頭の啓発事業とか、あるいは相談事業とか、あるいはまた17年だったですか、大きな事業としては沖縄の残波太鼓の公演も実施されております。

○今村委員長

岡田委員。

○岡田委員

現に安芸高田市にはNPO法人が存在しておりますよね。幾つあるんですか、じゃあ。

○今村委員長

毛利課長。

○毛利人権推進課長

私を知り得ているところでは、リバティたかた1団体だと思っております。

○岡田委員

以上、終わり。

○今村委員長

ほかに質疑はありませんか。

杉原委員。

○杉原委員

2点ほどお尋ねします。けさから滞納整理のことが出たわけですが、貸付金の滞納とかあるわけですが、これは毎年出ること、いつも答えは同じようなことを言うてるんですが、ほんまにこれ、本気で取り組んでおってんじやろが、本気でないような気がするんですよ。232件ある言うたです、住宅貸付金が。それに滞納が195件ある言うたですよ。滞納しているもんが多いということ、さあーの。それで聞きゃあ、景気が悪くなったけえやれんようになったいうのを言いなさったし、年が寄ってきてやれんようになったいうのも言うてるんですよ。だれも年ひらようんですよ。景気だって、だれもよかったり悪かったり、市民はひとしくやりよるわけですよ。その中で、貸付規定がある中で、貸付規定に基づいて貸しておったのが間違いじゃなあ思うんですが、言うまで

もないが。もうずっと毅然とやっていくというてですが、ほんまに毅然としてやっていくゆうてのことですが保証人なりと、法的に手続をされて、払わないけんのだいいう自覚が起きるようにしてやってなければ、整理はつかん思うんですよね。こういうことが行政不信にすごいつながってきとるんですよね。いろんなことが。それはもう少し危機感を持ってやってなければ、私はいけん思います。

これは去年も私は一般質問でも言うたんですが、やります、やりますゆうちゃったです。また今度11日か2日かにはまた一般質問も出ますがね。こがなことじゃやれん思います。減ってきよったいうても、ふえてきよるまき一の、滞納者が。これはもうちょっと、税を正しく納めてもらう啓蒙活動と、それから取り立ていうものが、これじゃいけんですよ。ほんま厳しゅうにやっていかにや、不公平が出て、やれませんか。それから第一、財政が厳しいいう中で、しっかり納税に協力してもらって、それを運用していかにやいけんわけですけえのう。なっちゃおりませんな、それはほんま。

そのこのところをもうちょっと本気でやんなさい。三次では数年前ですが、そがしなさいとは言いませんが、例はあるんです。職員がみずから、市長みずから出して済めたいいうこともある。それをせえとは言やあしません、こがに不納欠損になるようになるまで投げとくことはいけんですよ。それまでには法的手続はできるもんです、私らが考えても。なんぼたっても構いませなんけえね。該当者はですね。言うちゃ失礼ですが、不納欠損になるまで投げときやええぐらいの知恵はつきますよ、人間ですけ。そんなこと、だれがさしとったんですか。私はそこを追及します。市民はこらえりやしませんであが一言うても。そがなもんじゃありません。言うときや済むようなもんじゃない、論より証拠に、これが減らにやあいけんですけの。払うとる者はずっと払うとるじゃありませんか。払わんものは不納欠損でやりました、何十人やりました、何件やりましたいうて、それで通ることじゃない思います。もうちょっとほんま、本気で取り組んでもらわにやあやれん思います。

それは住宅資金にしても、何十年いうてやとるもんがおるんですのう。そがなことはうそですよ、ほんま。もっと法的に手続きをとっていきなさいや。それでどがにもならん言うたけえいうて、それはしようがないですがな。国の決まりですけね。しゃんとしなさい。それは住民も同じですよ、これは。言わんこうにやおられんですね。

それと、狂犬病の予防注射いうのがある中で、この間、外国行って戻った人がかまれて意識不明になってるいう、最近のニュースなんですがね、これを見るのに犬は飼ってても狂犬病にやいかん人がおったんですね、えっと。この実質が78.何ぼですかいうことで、当局では努力はしておられるんですが、もうちょっと啓蒙されて、100%の実施をしていかれるように徹底した指導しなされんにや一、大変なことが起こる予測がつかますんでね。これは法律に定められてあるんですけ、もうちょ



っと徹底してペットを飼ってもらうように担当課にはやってもらいたいと思います。どがなような方法で、はがき1枚出しときゃあええいうもんじゃない思うんです、来てなけりゃ電話なあとかけて、あんた方つかえたんかいうようなことは言うとしたんですか。3,000何ぼも出すのが惜しいけん、行かんもんもおるんですであが一言うちゃいけんが。そがなことはまかり通りゃしませんけん。それは私の言い方が悪かったんかもわかりませんが、そがな人もおってんです。飼うぐらいなら責任持って管理して飼ってもらわないけんことを担当課はもうちょっと啓蒙しなされにゃいけませんで。100%の実施率になるようにやってもらいたいと思います。

○今村委員長 発言中ですが、質疑に置きかえていただけませんか。

○杉原委員 質疑ですよ、これは。ここに出とるじゃありませんか。だけ、それを問いよるんです。よう整理してつかわさいよ、委員長は。それに対する答弁聞きよるんですよ、今。

○今村委員長 山本課長。

○山本税務課長 滞納についてのご質問なんです、税につきましては、不納欠損いたしたもののについては取り立てができないという15条の7、執行停止いうのがあるんですが、それに該当するものについて不納欠損をさせていただいております。中身いうのは、極端に言ったら生活保護の方、途中生活保護になったら取っちゃいけんいうのに該当しますので、執行停止にします。それは3年たって原況回復しない、まだ生活保護が続いておると、こういったときには今までの滞納を処分せざるを得んと、こういうような形なんです。そういったものをこのたび、件数で言えば1期が1件いうことなんです。それで、人間にすりゃあ、1年ためてもらおうと固定資産税になると4件になるんですよ。だけ、人間にすりゃあ数は随分減るんですが、そういう1期当たりを1件いう数え方しとるもんですから、件数は大きゅうなるとというふうに理解していただきたいと思えます。それで、やったのはそういう内容であります。

我々が一番気をつけているのは、何もよう手つけんかったけ、時効になったという分ですね、5年たって。それはそういうことを起こさんように、交渉しながら確約書をとってやっていくというような形をとっております。ただ、転出しまして、追っかけても追っかけても、おるはおるんじゃが、青森の方へ行つとるか、北海道の方へ行つとるかいうふうになって、追っかけようがないのがあるんですね。ああなれば時効で生まれてくる可能性は持っております。

時効を起こさんように、納税者から理解を得られるような不納欠損処分に努めるようにやってきております。金額が大きいんでちょっとご理解いただけないところもあるかもわかりませんが、ひとつご了承願いたいと思えます。

○今村委員長 毛利課長。

○毛利人権推進課長 住宅新築資金等の貸し付け業務でございますけれども、督促について

は長期滞納者への面談通知とか、あるいはまた督促状の発行という形で催告というような形で100数件やっております。また、面談、訪問というような形についても長期の滞納者を中心に実施しております。ただし、なかなか成果が上がらないということで、個人が支払われるような分納誓約等にこぎつけるというような部分も10数件しかないような事態もあります。また、なかなか返済に応じてもらえないというような部分等につきましては、顧問弁護士等にも協議をしながら、その方法等を今検討しているような部分もあります。人権推進課、人的なものも限られた部分もありますので、そこらの分の返納といたしますか、督促といたしますか、回収に当たっての全体的な組織等につきましてもいろいろと関係の部課とも協議をしながら、今後の方策も考えていかなければいけないような時期ではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

○今村委員長 狂犬病の啓蒙は。

佐々木課長。

○佐々木市民生活課長 この狂犬病の接種率の向上につきましては、前回におかれましてもやはりご指摘を受けられたところでございます。私どももやはり100%を目指して一生懸命頑張らせていただきますということしかございません。今言われたように、ちゃんと届け出て、把握してるんだから、いろんな方法もあるだろうというのもございます。そういう点も含めまして、やはり犬を飼われてる方のマナーの向上も一緒にやっていかなければ当然なことですし、当然100%の接種に向かっているいろんな機会と手段というのを使わせていただきまして、頑張らせてもらいますぐらいしか言いようがございません。100%目指して頑張らせていただきます。

○今村委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉原委員。

○杉原委員 滞納者におかれまして、生活保護者あたりはどうもならんと言われるんですが、それは全くわかるんですが、そがにならんうちに整理がつくものがあつた思うんですよ、これはね、えっと。あれでも時効にならんうちに差し押さえとか、いろんな法的な措置をとんなさりゃあ、あがにまで膨らむんじゃなしに、不納欠損も出るんじゃないと私は思うんですね。そこらが法律はこうだいうような、それはわかりますが、もっと早目にどんどん整理していきなさらんけ、こがなことになつとる思う。あがなところをちょっともっと真摯に受けとめてもらうて実行してもらわにゃいけん思います。

以上です。

○今村委員長 山本課長。

○山本税務課長 今のご意見に対してですが、きのうも国保の中で話をさせていただいたんですが、今、滞納整理で滞納処分に取り組んでおります。今、きのう話をさせてもらったように、滞納者とけんかしいしい今やりよります。この間も担当が、われ押さえたらうがいうて電話かかりまして、それは

どうしたんですかと、それで今、あなたに何回もお願いしても納めてもらえないので押さえさせてもらいます、こういうことがあったんですね。それじゃが、もう向こうも、今までやっくらんのおどりゃーどうしたんならいうこのかかりですよ。担当は、今を頑張らにゃあ、これで押し切られたら次は負けるんじやと、こういう今闘いなんですね。これに乗切り切らにゃあ、今からは市は完全に滞納者になめられて、前へ進まんと、こういうような状況なんです。

ですから、答えはまだ出ません。数字の上じゃあふえていきよる分もあります。私もそこは反省するんですが、今ここで基礎で、踏ん張らないけんところじゃいうところがあるということをしるも話させてもらって、きょうもそこをご理解いただきたいと、こういうふうに思うんです。ここを負けたら、今ほとんど安芸高田市とすりゃあ将来はないようなもんじやないかのいうふうに感じてやりよります。

以上です。

○今村委員長 ほかに質疑はありませんか。

松村委員。

○松村委員 73ページから4ページ、5ページへかけてなんですが、環境問題で、とりわけごみの問題ですが、けさほどから先輩議員からも出ておりましたですが、本市といたしましても循環型社会を目指して、ごみの減量化、資源化を進めていただき、とりわけ生ごみについては処理機の補助金制度を取り入れていただきまして、減量化につながっておるといふけさほど説明を受けたわけですが、とりわけ合併をいたしまして、人口3万4,000ということで、現在のこの76ページの芸北広域きれいセンターへの負担金でございますね、3億7,450万7,000円、この数字が、ちょっとけさの説明ではごみも減量化へつながっておるといふふうに乗ったように思うんですが、この数字がどういうふうを受け取っていただくのか。これについては先日来も有線放送等を通して市民へ、ごみに関心を持った方々の情報をいただくために進んでこのごみ減量化へ協力いただきたいというふうな放送も流れておりました、これは大変いい仕組みだというふうに感じとったところなんです、この表の金額、大変財政厳しい中で、これは住民がやることなんです、努力はせにゃいけんところなんです、この数字をどのように受けとめ、それから目標としてはこれは永久的、ごみの問題は課題かとも思いますが、やはりなお一層の減量化へつなげていかにゃいけんということが私たち生きとる者の使命とも思っておりますので、そこらあたりを今後へのお考えを含めてお聞かせをいただきたいと思います。

○今村委員長 佐々木課長。

○佐々木市民生活課長 芸北広域施設組合の負担金の金額というものは、いろんな費用の中で総務費的なもの、衛生費的なもの、この衛生費というのがごみ処理費に当たってまいります。それから公債費という形で借金として払っていくのも今の9分の6という人口割というものと、それから今のごみに関して

は実績割というもので構成されております。ですから、将来的に公債費が、芸北広域の事務局からいいますと、あと二、三年大きな公債費の返還の額があって、それ以降は公債費の額がぐっと下がってくるという、金額的にはそういうふうに説明は聞いております。

そのかわり、ごみの処理費でございますが、実は76、77からやはり全体的な増加の傾向はございます。数字で申しますと、16年度はいろいろなすべてのごみですね、年間で713万7,630キログラムでございました。17年度につきましては728万6,390キログラムと、やはり増加傾向であります。先ほど言いましたように、缶とか瓶の不燃ごみに関しては、16年度は52万5,630キログラム、それから17年度は51万1,000キログラムと減ってきております。ですが、可燃ごみがやはりふえてきておるということになります。1人当たりのごみの搬入量でも、やはり不燃ごみ等は下がってはおるんですが、可燃ごみは上がってきておるということでございます。

最近、芸北広域きれいセンターの施設長に聞いたところ、災害等のこともありまして、可燃ごみの今のストックいうか、許容量がもうピークいうか、ぎりぎりまで来ておるから、なるべく減量化というものは各市町において取り組んでいただきたいという言葉聞いたところでございます。ですから、私どもといたしましても、じゃあ今までの、ずっと合併から来ております可燃ごみと申しましょうか、残渣の補助金とか、今のリサイクルに対する補助金、今この2本なんです、これを膨らませていくんか、それともどうしていくんかというのはまた今、3年たってきておりますんで、やはりもう一遍考え直していくべきであろうと思えますし、公債費が下がったとしても、処理量がふえれば当然それにかかる費用はふえてくるわけですから、ごみというものも人に言わせれば分別をすれば当然資源として再利用できるということがございますんで、やはり再利用、3Rですよ、その運動というのは私は進めていかにやいけんかと思えます。それで、その再利用の中でどういう事業をとらまえていこうか、どういう補助があるだろうかというのも今ちょっと考えていきよるのは、探していきよるのはいきよるところなんでございますが、委員さんの言われたように、この負担金的なものは将来的には下がるかもしれませんが、下がったとしても、やはりごみの減量化、リサイクルというものは当然市町で進めていくべきだろうと思っております。

以上です。

○今村委員長

松村委員。

○松村委員

これ2年ぐらい前ですか、野焼きができなくなったという時点もございまして、ダイオキシンの問題とかいろいろ環境問題ということで厳しくなまってまいりましたし、やはり今課長さんおっしゃいますように、どうしても家庭でいかに小さく分別をやって、資源ごみと可燃ごみ、そこらの分別へやはり個々の家庭、一人一人が気をつけてごみを減していく以外にはないような気がするんですが、そこらの啓蒙も今後またしっかり

とやっていただきたいと思います。終わります。

○今村委員長 熊高委員。

○熊高委員 芸北広域環境施設組合の関係で、私は向こうの議員になってますんで、中身はある程度理解をしておるつもりですけども、リサイクル推進補助事業という予算がありますよね。これで先ほど来、午前中にも議論があったお金が出ておるんですよね。この補助金の見直しは今回しないというふうな対象になっておるようですが、そこらの考え方が、今、松村議員さん言われたこととある意味では整合性があるようですが、逆に長期的に見たら、この補助金というのが本当にごみの分別とか減量化とか、そういったものに本当に寄与するのかどうかというのは、見方によったら違うんじゃないかなという気がするんですね。この4円の補助金を出すということは結局お金を出すということですから、むしろお金はそれは出さずに、市民の皆さんに、こういう財政の状況ですから、分別をしっかりといただいて、リサイクルして、資源ごみとしての活用をするような方向での出し方をしてもらおうと。そういうことによって、補助金は要らなくなる、あるいは出すごみも減ってリサイクルになるというふうな、長期的に見ればそういった方向が望ましいんじゃないかなという気がするんですね。

だから、今回の成果、課題というようなところにはある意味、今の時点ではそういった補助金が生きておるといふふうな書き方をしておりますが、本当にこういう成果を今の時点で認めておっていいのかどうかというふうな気がするんですが、そこらについての課長さん、あるいは大きな問題にもつながってると思うんで、部長、あるいは市長の答弁になるかと思いますが、そこらの考えについて少しお聞きしたいというように思います。

○今村委員長 杉山部長。

○杉山市民部長 ただいまのご意見でございますけど、私もそのとおりだというふうに思っておる一人でございますが、この合併時にキロ4円ということでの事業を起こしたということで、今3年目を迎えておるわけでございますが、これが一応そういういろんな団体とか、そういうことで普及してまいりますと、この補助金そのものが、4円がそれをまた下げるということを含めて今後検討をしていきたいというふうなことも考えておるわけでございますし、それから、ごみの補助金ですね、生ごみの補助金、これも毎年、今、申請数がある程度減ってきてまいっておりますので、そこらの申請数も含めて、その費用対効果と申しますか、そういう普及活動もピークから下がりつつあるということも含めまして、補助金の見直しということも考えていったらどうかということも担当課の方へも話もしておる状況でございます。

特にこの循環型社会ということで、国も法律をつくって、循環の基本計画ということも15年に発表しておりますし、そこらで3Rを推進していくということで、排出するごみの量をできるだけ減らすと、発生抑制、

あるいは不用になったものを繰り返し使うとかいうことで再使用とか、繰り返し使えないものは資源としてリサイクル、再生利用とかいうことも含めて、今後国の基本計画にのっとりまして見直して、普及活動に努めてまいりたいということで今後取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○今村委員長

熊高委員。

○熊高委員

杉山部長とはなかなか意見が合わんのですが、いきなり意見が合いますと言ってもらったんで、後はなかなか言いにくいんですが、そうであれば、補助金の見直し対象になってないというのはどうなんかなという気がしますんで、今後の課題になるんかなと。

ただ、私が申し上げたのは、いきなりこの補助金を減すというのが本当に市民の皆さんのこれまで啓蒙してきたことがいいぐあいどころかというのはあると思うんで、そこらを将来的に見たら方向転換をする時期に来たんじゃないかなということなんで、そこらの検討を十分にしてください。

さらに、先ほどきれいセンターの将来展望の中で、長期計画を策定する委員の募集もされておるといふような松村委員の話がありましたよね。そこらの中でそういったことも、きれいセンターは複数の市町でやりますんで、なかなか足並みをそろえるというのは逆に難しい部分もあるんで、やはり安芸高田市は安芸高田市としての積極的なそういう取り組みの方向というのが、むしろリードしていくような立場になっていただきたいなというふうな思いも含めてこういった話をしていますんで、そこらの、長期的にはごみの減量化をしていけば、燃焼するものが減れば、当然また将来は改修というような大きな事業もありますから、公債費が一たんなくなってもまた必要なお金というのは出てくるんで、そこらをできるだけ縮小していけば、その改修費というのも小規模なものになってくるというふうな気もしますんで、ごみというのは大都会では特にそういう問題になって、その処理の仕方によって随分お金が生まれてくるというふうな部分でもあるというふう聞いてますんで、しっかりそこらを長期的な視点に立って、この17年度の結果を踏まえて対応していただきたいということで、副市長あたりのお考えを伺いたいというふうに思います。

○今村委員長

増元副市長。

○増元副市長

きれいセンターは今では1市1町の構成ということで一部事務組合となりました。北広島町と連携をとりながら、事務レベルは事務レベル、また我々は我々で、予算の査定も含めて、全体の経営といいましようか、方向にかかわらせていただいておりますので、今のような共通する問題というのはあるわけございまして、そういったところでもう少し詰めていきたいというふうにも思いますし、きれいセンターとしてもいわゆるアルミとか資源ごみは一極集中で集めて、ペットボトルも含めて資源

化をしていこうという取り組みをしておるわけですね。地域では地域でできるところということで、公衛協さんなり団体でごみの資源化を図っておるとい、ここらがうまく絡み合わなければいけないと。二重行政になってもまずいかなという、補助金の見直しということはそういうことだろうと。どちらで集中してやった方がいいのか、あるいは地域は地域でやっぱりやりながら、さらにきれいセンターでもやるという、二重の構造の方がいいのかというふうなこともあろうかと思えます。

いずれにしましても、燃やすごみについてはやっぱりきれいセンター、減量化をしていきたいということで、新聞紙とか、資源化できるものはやっぱり選別をして出していくという取り組みを呼びかけていかなきゃいけないというふうに思います。

もう1点あったんですけども、以上でよろしくお願いします。

○今村委員長 ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○今村委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

以上をもって本日の決算審査特別委員会を終了いたし、散会といたします。

次回は、明12月1日10時に再開をいたします。ご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後2時12分 散会